

令和5年度 副食費徴収基準額表(1号認定子ども)

区 分	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する就学前子ども
利用先	認定こども園

各月初日の利用児童の 属する階層区分		副食費徴収基準額(月額)	
階 区 分	定 義	町内施設入園児	町外施設入園児
第1 階層	生活保護世帯	0	0
第2 階層	年収270万円 未満相当	0	0
第3 階層	年収360万円 未満相当	0	0
第4 階層	年収680万円 未満相当	4,110 (主食費込み)	通園施設が決定する額
第5 階層	年収680万円 相当以上	4,110 (主食費込み)	通園施設が決定する額

◎ 町内施設入園児対象免除等について

- ※ 8月分の主食・副食費は、徴収しません。
- ※ 第1子の年齢に関係なく第3子以降の副食費は、免除されます。
- ※ 町内施設に2人以上同時入園されている場合は、第2子以降の副食費は免除されます。
- ※ 保護者が扶養している子どもが3人以上いる場合は、第3子以降の子どもの副食費は免除されます。
- ※ 副食費が免除されている子どもは、主食費500円を徴収します。